-人親方、事業主の皆さんは特別加入で安心な仕事を —

当社の現場に入場する際、記入して頂いている「新規入場者アンケート」に 下記のような項目があることをお気づきだと思います

あなたの

私の所属している会社は

です(1次から数えて 次)

雇用形態

・私は所属会社から賃金をプレけ取っている。従業員(労働者)です

「(該当にO)

·私は〉一人親方·事業主〉です ⇒労災の特別加入は 加入済·未加入 ←いずれかに〇を記入 番号______ ※保険未加入者は入場禁止 加入団体名,

この欄は、「現場で働く人すべてに、労災保険を掛けてもらうため」の確認欄です。 現場で業務中に怪我を負えば、本人の過失を問わず労災により補償を受けられますが ただし"労災"の名前の通り、補償の対象が「労働者」に限られるのは御存知の通りです 一人親方と中小事業主の方が、現場で業務中に災害に遭っても、「労働者」に該当しない ため、労災保険からの補償は受けることができません。

一人親方 …………… 請け負った仕事を一人(もしくは家族)で行っている方

中小事業主 ………… 労働者を使用している事業主で自らも現場で施工に携わる方 実際に現場で施工に従事していながらも、労災の補償が受けられないことに矛盾を感じ ますが、現在の制度では「特別加入」に自ら任意で加入する以外、政府の労災補償を受け る方法はありません。

また、当社では労災互助会を運営し、上乗せ労災補償制度を設けていますが、この保険 の補償対象者もまた、"一人親方、事業主については「特別加入済者」"の条件がついて います。

つきましては、現場に携わる方全員が「安心して働くために」、労災保険の被対象者以外 の方は特別加入をお願いいたします。(加入手続きについては最寄の労働基準監督署へ)

ただし、全ての一人親方、事業主の方が特別加入に入れるとは限りません、職種によっては 監督署での加入を断られた事例があります(県内に業者数の少ない職種は断られるそうです) 特別加入に加入できない職種の方は、大変申し訳ありませんが、民間の傷害保険への加入を お願いいたします、なおこの場合、政府労災と同等の補償内容を持つ保険への加入が望ましい です。(治療費は全額補償、後遺傷害年金付き、死亡時遺族補償付き、休業補償は任意)

新発田建設の安全ルール -

§ .業務中の万が一の災害に備え、安心して仕事ができるように全ての人が 補償を受けられる環境を備えておきましょう。

ルールの趣旨をご了解いただき、各社ご協力をお願いいたします。

※特別加入制度、並びに加入方法、任意保険への加入等については労務安全部までお問合せください